

研究ノート

## 英国法における未成年者の契約締結能力

坂東俊矢

### 1. はじめに

英国法における未成年者の契約に関する法規定に関しては、弁理士として活躍された久木元彰先生が中央大学大学院博士課程に在学中に書いた「イギリス法における未成年者の契約能力<sup>(1)</sup>」と題する論文が、今でも基本文献になっている。ていねいな記述と紹介がなされた論文ではあるが、それが中央大学の「英米法学」に掲載されたのは1962(昭和37)年である。参考文献に挙げられている“Anson's Law of Contract”は1959年の第21版で、当時の補訂は、A. G. Guest教授によって行われていた。Ansonの契約法という書籍は、現在、2016年に発行された第30版が最新版であり、補訂はJack, Sir Beatson教授他3名の先生方によって担われている。

その後、わが国での英国法に関する研究としては、例えば、吉田和夫先生によって、わが国の民法制定当時の未成年者にかかる規定の立法に向けた議論を整理する目的で、英国法の必需品契約についての検討が行われている<sup>(2)</sup>。また、英国における医療行為への未成年者の同意について横野恵先生の一連の研究がある<sup>(3)</sup>。私も、未成年者が締結した与信契約の効力についての英国法の考え方をまとめて、わが国の制度の参考とすべきとした論文

(1) 久木元彰「イギリス法における未成年者の契約能力」英米法学13号(中央大学・1962)41頁。

(2) 吉田和夫「未成年者と契約——必需品契約について」早稲田大学社会科学研究所45号(1992)89頁。

(3) 例えば、横野恵「イギリス判例法における未成年者に対する医療と同意(1)(2)」早稲田大学大学院法研論集97号(2001)228頁・98号(2001)210頁。

を書いたことがある。<sup>(4)</sup>また、英米法とりわけ英米契約法に関する教科書には、未成年者に関する法制度が詳細に記述されているものがある。<sup>(5)</sup>しかし、それらの研究や教科書は、いずれも1980年以前の英国法の状況、多くは1960年くらいまでの法制度を前提とするものである。なるほど、英国の法や制度はコモンローを基盤としており、急激な変化は起こりにくい。もっとも、未成年者に関する法は、社会的状況を反映して、制定法による法改正や改正の提案もなされている。

そうした問題意識をもとに、私は、本稿で、英国法<sup>(6)</sup>における未成年者の規定の現段階をまとめようと思う。それはこれまでの英国法における未成年者法理の研究を踏まえて、その内容をアップトゥデートすることに他ならない。例えば、インターネットには、英国法の未成年者の契約能力を説明するために、講義などで使用するスライドが掲載されていてとても参考になる。<sup>(7)</sup>本講は、そうした成果を参照しつつも、できれば、わが国の未成年者にかかわる問題を念頭に、それに対応して英国法を再整理したいと思う。なお、英国法の現在に関する記述は、J. Beatson, A. Burrows, J. Cartwright “Anson’s Law of Contract 30<sup>th</sup> ed.” Oxford University Press (2016) を基本に、Richard Stone “The Modern Law of Contract 8<sup>th</sup> ed.” Routledge・Cavendish (2009)、C. Elliott, F. Quinn “Contract Law 10<sup>th</sup> ed.” Pearson (2015) を参照して記述する。

ところで、未成年者をめぐるわが国の法制度には、今、さまざまな課題がある。成年となる年齢（以下、成年年齢と記載する）についても、法務省は、それを20歳から18歳に引き下げを前提として、「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」を行っている。内閣府消費

---

(4) 拙稿「未成年者に対する与信契約の効力とその法的規制——英法の展開から学ぶこと」龍谷法学24巻3・4合併号(1992)91頁。

(5) 特に重要なものとして、砂田卓士『改訂版イギリス契約法』鳳舎(1975)42頁以下、谷口知平『英米契約法原理』有斐閣(1932)428頁以下。

(6) 英国法と表現しているが、ここで取り扱うのは、EnglandとWalesの法である。

(7) Slide Shareのホームページ参照(<http://www.slideshare.net/theacademist/capacity-2444292>)。

者委員会にも、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」が設置された<sup>(8)</sup>。日本弁護士連合会は、2016年2月28日の意見書及び同年9月14日の法務省の意見募集に対する意見書<sup>(9)</sup>において、成年年齢引下げについて<sup>(10)</sup>慎重な対応を求めている。ここでは、未成年者など若者を消費者としてどのように保護すべきなのかが問われている。

具体的には、成年年齢をいくつとすべきか。未成年者が法定代理人の同意を得ることなく締結することができる契約の範囲をどのように画するか。未成年者が、例えば年齢を詐称するなどして契約を締結した場合の効力をどのように評価するのか。契約が取り消された場合の清算処理（原状回復）をどのように考えるのか。契約を取り消すことができる場合に、それとは別個に不法行為を理由とする損害賠償を事業者が未成年者に請求することが可能なのか。未成年者をめぐる契約に関わる消費者紛争を解決するためには、こうした論点について法が一定の基準を示す必要がある。わが国の法制度とはその基盤が異なるが、英国法の展開にも、わが国の問題を考えるヒントがあるはずだと思う。

## 2. 未成年者をめぐる英国のコモンロー原則の基本と制定法の展開

未成年者に関する英国法の基本は、一貫して、コモンローである。これは、現行法でも変わりはない。その原則は、満21歳未満の未成年者が締結した契約は、未成年者が契約を無効とすることができる<sup>(11)</sup>（voidable）と

---

(8) 内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」(<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/seinen/index.html>)。

(9) 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」([http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160218\\_3.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160218_3.html))。

(10) 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」に対する意見書」(<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160914.html>)。

(11) 効果としての voidable の意味は、あえて言えば「片面的な無効」という表現がもっとも適切なように思われる。意味合いとしてはわが国の取消しと無効の中間に位置するものであるが、本稿では、誤解を招くことを恐れつつも、「無効とすることができる」との表現を使うこととする。

ともに、その契約の相手方は未成年者に対して契約の履行を求めることはできないというものである。なお、英国では親権者が当然に法定代理人になるわけではなく、わが国のように親権者が単独で未成年者の締結した契約の効力を否定できるわけではない<sup>(12)</sup>。未成年者による取消しの対象とはならない例外としては、必要品契約（contracts for necessaries）が挙げられるが、それに加えて未成年者の利益となる契約（contracts for the infants' benefit）も問題となる。なお、未成年者のした契約が効力を持つ範囲や効力が否定された場合の清算については、エクイティによって未成年者が詐欺的に利得を得た場合の返還義務の範囲に関して、コモンローが修正される場合がある。これらの詳細は後述する。また、契約を締結するだけの精神的能力（mental capacity to enter a contract）が欠けている児童には契約を強制することはできない<sup>(13)</sup>。英国の裁判所は、10歳程度になれば、お菓子を購入することはできるとして、それが一応の基準とされているが、具体的には取引内容や児童の状況によって異なる判断がなされることになる。

さて、コモンローが支配する英国においても、コモンローの原則の確認や修正を意図するとともに、ローン契約などの特別な契約を対象として、いくつかの未成年者に関する法が制定されている。そして、その多くが、現在でも効力を有している。

最初の本格的な制定法は、1874年の未成年者救済法（Infants' Relief Act 1874<sup>(14)</sup>）である<sup>(15)</sup>。この法律は、未成年者が締結するローンなどの金銭消

---

(12) 実際には、英国では、親権者が法定後見人として未成年者の財産の管理をすることが多い。その際は信託法理に基づく受託者として行為することになる。したがって、親権者が未成年者の意思に反して契約を取り消すことはできないことになる。なお、ローン契約などは、親権者を保証人として未成年者との契約が締結されることが通常である。

(13) 例えば、R v Oldham Metropolitan Borough Council, ex parte Garlick [1993] 2 All ER 65, [1993] 2 WLR 609。

(14) この法律については、久木元・前掲(1)論文42頁、拙稿・前掲(4)論文102頁。

(15) 厳密には、1828年に未成年者が成年になった以降に、契約を追認する場合には、口頭ではなく書面によらなければ効力が生じないとする、改正詐欺防止法（Statute of Frauds Amendment Act 1828）が、未成年者契約関係では最初の制定法である。もっとも、この法律はコモンローの原則を未成年者保護の視点から補強したに過ぎない。

費貸借契約、必需品以外の動産供給契約を絶対的に無効 (absolutely void) と規定するとともに (同法 1 条)、これらの契約について未成年者が成年に達した後に追認 (ratification) をしたとしても、それを根拠とする訴訟の提起を禁止する (同法 2 条)。絶対的無効という意味は、未成年者が詐術を用いて契約を締結したとしても、それに関しては何らの責任を負わないとする趣旨である。<sup>(16)</sup> もっとも、この法律の趣旨が、コモンローやエクイティの原則を確認したに過ぎないものか、それともその修正を意図したものであるのかについては議論が分かれていて、その結論は必ずしも明確ではない。<sup>(17)</sup>

1892 年には、Betting and Loans (Infants) Act 1892 が制定されている。この法律は、第一に未成年者に対して与信契約を勧誘することを刑事罰をもって、禁止した (同法 2 条)。この規定は、後に 1974 年消費者信用法 (Consumer Credit Act 1974) 50 条に引き継がれている。また、未成年者が成年に達した以降に、未成年者である際に締結した与信契約に基づく債務を含む契約を締結したとしても、未成年者である際に締結した債務に該当する部分は絶対的に無効であるとも規定している (同法 5 条)。

1893 年動産売買法 (Sale of Goods Act 1893) は重要である。その第 2 条に必需品に関するコモンロー原則が明文化されるとともに、必需品の定義が規定されたからである。それによれば、未成年者が必需品について契約をし、それが引き渡されたならば、未成年者はそれに対して「相当の代金 (reasonable price)」を支払わねばならないとする。逆に言えば、必需品に関する契約に関しては未成年者が債務を負うが、それは引渡し完了後に、相当の代金の範囲で負うに過ぎない。未成年者の負う債務は代金債務ではない。その意味で、未成年者が必需品に関して負う債務は、契

(16) 谷口・前掲注 (5) 書 422 頁。

(17) G. H. Treitel 教授 (G. H. Treitel "The Infants Relief Act 1874" 73 L. Q. R. (1957)) と P. S. Atiyah 教授 (P. S. Atiyah "The Infants Relief Act 1874 — a reply" 74 L. Q. R. (1958)) の間で交わされた論争がある。前者が、この法律はコモンロー原則を超えるものではないと主張したのに対して、後者は絶対的無効という効果はコモンロー原則とは異なると主張した。

約に基づくものではなく、法によって創設される新たな義務あるいは準契約 (quasi-contract) によるものだと解されている。また、必需品とは、当該未成年者の生活状態、及び売買と引渡し時における現実の需要 (actual requirement) に適合した動産 (goods) のことを言うと言われていた。ところで、動産売買法の改正に対応して、この定義規定も改正されている。現行法である 1979 年法の規定は、後述する。

なお、英国のビクトリア期に制定された 1874 年未成年者救済法と 1892 年 Betting and Loans (Infants) Act<sup>(18)</sup> は、1987 年に制定された未成年者契約法 (Minors' Contracts Act 1987) の成立によって廃止されている。

未成年者法理にとって重要な法改正が、1969 年の家族法改正法 (Family Law Reform Act 1969) である。この法律の施行により、1970 年 1 月 1 日から英国の成年年齢は 21 歳から 18 歳に引き下げられた。この法律の制定前には、成年年齢に関する委員会が設置され、詳細な検討に基づいた報告書 (通称、レイティ報告書) が公刊<sup>(19)</sup> されている。そこでは、ビクトリア期に制定された二つの法律の評価とともに、例えば消費者ローンに関する法規制、具体的には 1927 年改正貸金業法 (Moneylenders Act 1927) や 1967 年不実表示法 (Misrepresentation Act 1967) の制定などによって、法規制の充実が図られていることが、成年年齢の引き下げの要因として指摘されている。なお、この法律から、未成年者が、コモンローの表記である Infant から制定法で用いられることが多い Minor に変更されている。

未成年者にかかる制定法の整備の集大成とも言える法律が、1987 年未

---

(18) これらの二つの法律は英国のビクトリア期の時代を背景として制定された法律であるが、その趣旨は現行法にも受け継がれることとなっている。こうした事情については、拙稿・前掲注 (4) 論文 102 頁以下。

(19) “Report of the Committee on the Age of Majority” (1967) Cmnd 3342. 通常、委員長である Mr. Justice Latey の名を冠して「レイティ報告書」と呼ばれることが多い。18 歳への成年年齢引き下げは、11 名の委員のうちの 9 名の賛成で報告書での改正勧告につながった。この報告書が公刊されたことが、欧米諸国での 18 歳への成年年齢の見直しのきっかけともなった。

成年者契約法 (Minors' Contracts Act 1987) である。この法律は、レイティ報告書の公刊以降、法整備の検討を行ってきた Law Commission による 1984 年の報告書<sup>(20)</sup>を立法化するものである。法律は全体で 5 箇条からなるコンパクトなもので、実質的な規定は 1 条から 3 条までである。その 1 条では、ビクトリア期に制定された未成年者救済法 (Infants' Relief Act 1874) と Betting and Loans (Infants) Act 1892 の第 5 条を適用しないとす。レイティ報告書からの懸案事項であった同法の廃止が、この段階でやっと成立したことになる。第 2 条は、未成年者が締結した契約の保証人に対して、主たる未成年者契約が無効など効力がない場合であっても、保証責任を追及できるとした。さらに、第 3 条では、裁判所が正当で公平 (just and equitable) だと判断する場合には、効力がない契約に基づいて未成年者が現に保有している財物の返還を命ずることができると規定している。これは、契約の効力が否定されたい以降の返還義務の範囲に関わるコモンローの原則を修正し、エクイティの原則を明確化するものとされている。

なお、Law Commission は、1984 年報告書の 2 年前に、中間提案とでもいうべき Working Paper<sup>(21)</sup>を公表していた。ここでは、成年年齢を 16 歳とすることが提案されていた。その一方で、16 歳未満が締結した契約は、その形態のいかんにかかわらず、未成年者からは履行の請求ができるが、反対当事者からは一切できないとすべきとしていた。また、契約を締結するために年齢を詐称した 16 歳未満の者は、契約上の責任はもちろん、契約が一切強制できない以上、不法行為に基づく責任も負うことはないとの提案を行っていた。これらの提案は、相当に刺激的なものであり、活発な議論がさまざまな立場からなされたようである。もっとも結論的には、こうした提案は 2 年後の報告書からは除外されていて、採用されるどころとはならなかった。

---

(20) "Law of Contract — Minors' Contracts" (1984 年 6 月 28 日) LAW COM No. 134.

(21) Working Paper No. 81 — Minors' Contracts" (1982 年 3 月 29 日)

### 3. 英国法での未成年者の契約締結能力に関する論点

#### (1) 成年年齢

コモンローでは成年年齢は満 21 歳である。

その理由は必ずしも明確ではないが、1070 年のウィリアムズ征服王の治世以降、それまでは成年年齢は地域や社会階級ごとに定められていたが、騎士としての任務を果たす裏付けとしての軍事的土地保有制度 (a military tenant) が許された年齢である満 21 歳が成年年齢としての意義を持つことになったとの説明がなされている。<sup>(22)</sup>

その年齢を、1969 年家族法改正法 (Family Law Reform Act 1969) によって引き下げることとし、法が施行された 1970 年 1 月 1 日以来、現在に至るまで成年年齢は英国では満 18 歳である。英国では、例えば両親の同意を前提に婚姻が可能となる年齢や仕事に就くことが認められる年齢が 16 歳であることから、成年年齢の満 16 歳への引下げが度々、話題にはなっているようであるが、それが具体的に提案されるなど、実現に向けためどはたっていないようである。

#### (2) コモンローによる未成年者による契約の効力の考え方

コモンローでは、未成年者が締結した契約は、無効とすることができる (voidable) のが原則である。その唯一の例外は、必需品についての契約であるが、その解釈から、必需品の購入を目的とするローン契約 (Loans for necessaries)、雇用や研修にかかる契約 (contracts of employment or training) あるいは未成年者の利益となる契約が問題となる。

##### ① 例外の原則としての必需品契約 (contracts for necessaries)

既述のように、コモンローの必需品に関する考え方は、1893 年動産売買法第 2 条に条文として整理され、規定された。その後、動産売買法は

---

(22) T. E. James "The Age of Majority" (1960) 4 American Law Journal of Legal History p. 22.

1979年に大きな改正が行われ、必需品に関する規定はそれまではひとつの条文で規定されていたが、第3条の1項から3項までに分けて、同じ内容で再規定されている<sup>(23)</sup>。

第3条第1項は「売買に関する能力は、契約及び財産の移転についての能力に関する一般法によって規律される」とし、本条の規定がコモンローの考え方に基づくものであることを明確にしている。第2項は「必需品が、未成年者または飲酒のため契約について正常な判断ができない者によって購入され、商品が引渡しされた場合には、彼はそれらの商品に対して相当な価格 (a reasonable price) を支払わなければならない」として、必需品については未成年者が準契約としての債務を負担することを明示する。第3項は、必需品の定義である。「第2項に言う必需品 (necessaries) とは、未成年者あるいは関連する者の生活の条件に適合する商品であって、販売と商品の引渡しのいずれの時にも実際に必要なもののことを意味する」と規定する。したがって、いわゆる生活必需品 (essentials, necessities) のみではなく、個々の未成年者の生活の状況に適合した商品が必需品と判断されることになる。また、必需品の契約にあっても、商品が引き渡されるまでは未成年者はその契約から生ずる代金の支払い義務も商品を引き取る義務もなく、あくまで商品の引渡しが終わった後に相当な価格を支払う義務を負担するに過ぎない。逆に言えば、商品の引渡しまでは未成年者は商品の受け取りを拒絶することで、結果的に契約の効力を否定することができる。

必需品であるか否かの判断<sup>(24)</sup>に際しては、裁判所はまず、引き渡された商品の価格が必需品としての金額的な範囲にあるかを考慮する。その上で、当該未成年者にとって、当該商品が契約時にも、引渡し時にも実際に必要

(23) 1979年の改正では、1893年の動産売買法第2条とまったく同じ内容で、第3条が再規定された。しかし、2005年 Mental Capacity Act の施行によって、同法第3条2項の規定中、精神障害による無能力者に関する部分が削除され、現行法の条文になっている。

(24) この判断については、多数の裁判例が蓄積されている。それに対する学説の反応を含めて、久木元・前掲 (1) 論文43頁以下に詳しい。

なものであったかを判断することになる。

ところで、必要品の定義は1893年動産売買法に規定されたのであるが、同様な考え方を提供済みの役務についてもあてはめることが可能かが問題になる。先例的な事案では、未成年者である未亡人に対して請求された亡夫の葬儀代金につき、それはすでに実施済みであって、必要な役務であるとして、支払い義務を認めた事例がある<sup>(25)</sup>。

## ② 必要品の購入を目的とするローン契約 (Loans for necessities)

コモンローでは、たとえ必要品を購入するための融資契約であっても、貸し主は未成年者から返済を受けることはできない。それは、融資された金銭が実際に必要品の購入に使われたかが不明確だからである。この原則の趣旨は、1874年未成年者救済法でその効果が絶対的に無効であるとして制定法とされ、さらに1984年未成年者契約法に再規定されている。しかし、例外的に、エクイティでは、未成年者による必要品の購入債務の弁済のために金銭を借り入れられ、実際にその支払いに借入金が使われた場合に、貸し主は支払いを受けた必要品の供給者に地位に立つことになり、未成年者から貸付金の返済を受けることができるとする事例がある<sup>(26)</sup>。これはエクイティの「代位弁済 (a branch of the equitable doctrine of subrogation)」に該当するからである。

## ③ 雇用や研修にかかる契約 (contracts of employment or training)

英国では義務教育が16歳で終了し、現在でも、それからすぐに仕事に就く者が少なくない。そのため、未成年者に不利益がない限り、雇用契約やその前提としての研修に関する契約には拘束力が認められることが多い。雇用契約等が、未成年者にとって利益があるものかどうかについては、契約の全体を評価して判断される。例えば、未成年の労働者が、職場でのけがについての法的な請求権を放棄する内容を含む雇用契約を締結していたが、雇用者が支払っている保険によって、法的な損害請求を上回る保障が

---

(25) Chapple v Cooper (1844) [1980] 1 WLR 958.

(26) Marlow v Pitfield [1719] 1 P Wms 558.

なされていた事案では、裁判所は、公平の観点から、その雇用契約は未成年者の利益に適うもので、拘束力があると判示している<sup>(27)</sup>。一方、14歳の女の子がステージでダンスを踊る見習いとしての契約については、その契約に、契約後7年間は婚姻が禁止され、最終的にダンサーとして雇用するかについての選択権が雇用者に留保され、雇用者はいつでも見習いとしての契約を解除することも可能になっていた。裁判所は、「これらの条項は著しく不均衡であり、他に何らの条件をつけることなく、破棄すべきあるいは破棄することが望ましい」として、この契約は未成年者に有益なものではなく、それ故に拘束力はないと判断している<sup>(28)</sup>。

#### ④ 未成年者の利益となる契約 (contracts for the infants' benefit)

雇用契約等に関する判断も、基本的にはその契約が未成年者の利益に適うものになっているかどうか判断されている。こうした観点からの判断は、商品以外の役務に関する未成年者契約について、なされることが多い。例えば、医療や法律に関する役務が典型であるが、それ以外にもさまざまな役務の契約が問題になる。ここでは、未成年者にとって不利益な条件が課されていないかが検討され、それから全体として契約が未成年者の利益と評価できるかが判断されている。なお、未成年者が営業を行う側として締結した契約については、こうした基準で判断されることはなく、その契約は無効とすることができる<sup>(29)</sup>。

未成年者の利益と評価できるかについて判断する裁判例は多数ある。最近の事案の例を挙げれば、世界的な喜劇スターであるチャップリンの息子が未成年者である間に、チャップリンの自叙伝の独占出版契約を締結した事案について、契約内容を精査した上で、未成年者にとっても利益のある契約であり、拘束力があると判断している<sup>(30)</sup>。

---

(27) *Clements v London & North Western Railway Company* [1894] 2 QB 482.

(28) *De Francesco v Barnum* (1890) 45 Ch D 430.

(29) 例えば、*Cowern v Nield* [1912] 2 KB 419. この事案は、未成年者が干し草 (hay) を販売業者に卸売りをしていたが、この契約は営業の契約 (trading contract) であって、必需品に該当しないとして、提供できなかった干し草の代金を返還する義務はないとされている。

(30) *Chaplin v Leslie Frewin (Publishers) Ltd* [1966] Ch 71.

### (3) 未成年者による詐術と契約の効力と清算義務

コモンローの効果である「無効とすることができる (voidable)」ということからは、仮に未成年者が契約に基づく債務を履行していたり、あるいは相手方からすでに商品の引渡しを受けていたとしても、それらを相互に清算する義務は生じないことが原則である。

しかしながら、エクイティでは、未成年者が成年であると虚偽の申告をして、その結果契約が締結された場合には、未成年者の詐欺行為による利得の返還を命ずることができる<sup>(31)</sup>とされてる。それを法的に裏付ける立法が、未成年者契約法第3条である。裁判所は、それが正当で公平と判断する場合には、未成年者が現に保有している財物の返還を命ずることができる<sup>(31)</sup>と規定する。具体的には、商品が未成年者のもとにある場合にはその商品の返還が、商品が転売されてそれによる利益が未成年者のもとに残っている場合にはその転売利益が、返還の対象となる。もっとも、例えば転売された利益がすでに費消され残っていない場合には、この条項による返還は認められないと解されている。本条がエクイティ上の原状回復を明文化したもので、その法的な性質が対象となる商品の所有権に基づく権利であるとされているからである。

### (4) 未成年者によって契約の効力が否定された場合と不法行為責任の帰趨

未成年者は、一般的には不法行為に基づく責任を負う。もっとも、契約違反に基づいて未成年者が不法行為責任を負うことはない。未成年者が負う不法行為による責任は、契約の履行についての過失を上回るものであり、契約責任とは異なる別個のものでなければならない。そうでなければ、未成年者を保護するという契約法の原則は、不法行為に基づく請求に変化させることで、いともたやすく、回避できることになってしまうからである。

未成年者が馬を借りたが、乗馬のしすぎで、その馬にけがをさせてしまった事案や、駅から荷物を運ぶ目的で借り受けた車で、荷物を運んでい

---

(31) R Leslie Ltd v Sheill [1914] 3 KB 607.

際に事故を起こしてしまった事例では、いずれも未成年者が契約責任とは別の不法行為責任を負担しないとの判断がなされている。同様に、例えば、年齢を虚偽申告してローンの契約をしたとしても、詐欺による損害賠償という形式でローン総額を支払う責任は生じない。

もっとも、不法行為による責任が、契約から直接に生ずるものではない場合には、未成年者が不法行為に基づく損害賠償責任を負担することはあり得る。未成年者が借りていたマイクとアンプとを友人に貸したところ、それが紛失した事案に関する裁判では、本件の紛失は寄託契約の範囲外の<sup>(32)</sup>ことであるとして、損害賠償が肯定されている。

#### 4. 終わりに

未成年者に関する英国法は、コモンロー原則を土台に、エクイティによる修正や制定法による明文化などが行われていて、それだけでも複雑である。また、未成年者にかかる法の改正の背景には、その時々々の社会情勢や消費者取引にかかる保護法制の動向が影響を与えている。いずれにしても、英国では最終的には裁判所による判断が積み重ねられることによって、安定した法の運用がなされるわけであり、そうした法環境はわが国とは異なることも事実である。もっとも、未成年者が締結した契約の効力が否定される場合の基本的な考え方には注目すべき点も少なくない。

英国でも、本稿で挙げた裁判例を含め、英国での未成年者に関する法理を形作る裁判例の大部分が100年以上も前の1800年代後半から1900年代前半のものであることへの懸念が強い。それらの裁判例で問題となった未成年者の年齢は、概ね18歳から20歳であり、1970年に成年年齢が18歳に引き下げられた以降にもそのまま適用できるのかについての疑問も示されている。英国の未成年者をめぐる契約に関する紛争が、例えば消費者紛争をあっせんして解決する市民相談所 (Citizens Advice, <https://www.citi->

---

(32) Ballett v Mingay [1943] KB 281.

zensadvice.org.uk/) でどのように取り扱われているのかなど、実務的な対応として確認すべき事項も残されている。

本稿は、まずは英国の未成年者の契約能力にかかわる法の現状を整理することを目的とした。それは、英国の未成年者にかかる法理の全体を理解するための第一歩に過ぎない。